

第十回国会 文部委員会 議事録 第二一號

昭和二十六年二月八日(木曜日)

午後一時四十一分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君

理事 岡延右エ門君 理事 松本 七郎君

柏原 義則君 甲木 保君

坂田 道太君 佐藤 重遠君

高木 章君 東井三代次君

飛鳥 繁君 平島 良一君

若林 義孝君 志賀健次郎君

渡部 義通君 小林 進君

浦口 鉄男君

出席國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君

出席政府委員

文部事務次官 水谷 昇君

文部事務官(社会教育局長) 西崎 惠君

委員外の出席者

専門員 横田重左衛門君

専門員 石井 昂君

二月七日

委員岡延右英雄君辭任につき、その補欠として甲木保君が議長の指名で委員に選任された。

二月八日

岡延右エ門君が理事に補欠当選した。

二月七日

社会教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)(参議院送付)

同月三日

職業教育法制定に関する請願(神田博君紹介)(第二七一号)

同(渡藤三郎君紹介)(第三二二号)

新日本精神普及徹底に関する請願(内海安吉君紹介)(第二八一号)

平和擁護に関する請願(淺沼稻次郎君紹介)(第二八二号)

六・三制校舎建築費国庫補助継続等に関する請願(柄澤まよ子君紹介)(第二九四号)

学校給食法制定に関する請願(若林義孝君紹介)(第三二二号)

同(中馬辰猪君紹介)(第三二七号)

新曆法制定の請願(早稻田柳右エ門君紹介)(第三五三三号)

教育財政確立に関する請願外一件(小松勇次君紹介)(第三八九号)

標準義務教育費法制定に関する請願(松井政吉君紹介)(第三九〇号)

の審査を本委員会に付託された。

同月五日

博物館法制定に関する陳情書(大阪市天王寺公園内大阪市立美術館長望月信成)(第一五二二号)

職業教育法制定に関する陳情書(京都市中京区烏丸通夷川上ル京都商工会議所会頭中野種一郎外二名)(第一八五号)

義務教育費全額国庫負担に関する陳情書(徳島市福島小学校校長島村小次郎)(第一九〇号)

職業教育法制定に関する陳情書外六件(長野県上伊那郡中箕輪町公民館長竹花榮昭)(第一九二二号)

職業教育法制定に関する陳情書(長野県上伊那郡中箕輪町長白鳥政範)(第一九九九号)

を本委員会に送付された。

第一類第七号 文部委員会議録第二一號 昭和二十六年二月八日

本日の会議に付した事件

理事の選任

国政調査承認要求に関する件

社会教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)(参議院送付)

○長野委員長 これより会議を開きます。

理事の補欠選挙を行います。理事の選挙はその手続を省略し、先例により委員長において指名するに御異議ございませんか。

○長野委員長 御異議なしと認めました。私から岡延右エ門君を指名いたします。

○長野委員長 次は国政調査承認要求の件を議題といたします。本会期中も国政に関する調査をいたしたいと存じますので、衆議院規則第九十四條により、承認要求書を提出したいと存じます。ただいま要求書を明説いたします。

国政調査承認要求書

一、調査する事

一、社会教育に関する件

一、職業教育に関する件

一、宗教団体の活動に関する件

一、文化及び教育映画に関する件

二、調査の目的

文部行政の表情を調査し、職業教育、博物館、宗教法人に関する政策を樹立し、宗教情勢並びに治安関係者等の訓育方針に関する対策を図るため

三、調査の方法

関係各方面より意見聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。

昭和二十六年二月八日

文部委員長 長野 長廣

衆議院議長原喜重郎殿

なお文部行政に関連して、今後各種国政調査事件も出て参ることと存じますが、それはその都度国政調査の承認を得て調査し、できるだけ国政調査の事件を名目的なものとしないうで、結論を出したいと存じます。ただいま説き上げました承認要求書を、議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

○長野委員長 御異議なしと認め、さうに決しました。

○長野委員長 次は社会教育法の一部を改正する法律案(参議院送付)を議題として、質疑に入ります。松本君。

○松本(七)委員 社会教育法が制定されました当時に、予算の裏づけのない法律案というものは、実際にこの法律にのつて行つた場合に、どこまでやれるか、現状でははなはだ疑わしいといふことを、各委員からも言われておつたのであります。今回の改正される点でも、たとえば第九條の二の二項に、市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事及び社会教育主事補を、置かなければならぬという規定ではなしに「置くことができる」となつております。これについて、政府当局のこの間の御説明にも、やはりその理由として、市町村の財政が非常な増大を来さないように考慮したのであるといふことでございましたが、すべて現在の財政的な余力の少いときに、こういうことをやろうというのですから、非常に困難があるわけです。この社会教育法ができてから、今日までの社会教育の実情というものを明らかにしていただきたいと思います。

○西崎政府委員 松本委員の御質問にお答えいたします。予算の裏づけのない法律ができて、そのためにせつかくの法律の運用が阻害されるというようなことがあるのではないかと、御意見と拝聴したのであります。図書館法の場合におきましても、あるいは社会教育法の場合におきましても、また文化財保護法の場合におきましても、御説の通り、予算の裏づけのない法律が提出されて、両院の可決を得たわけでありまして、幸いにその法律

の出ましたことが、大きな原因となつたと存じますが、それから後に予算の裏づけができるという現状でございまして、図書館法も成立いたしましたし、おかげをもちまして来年度の予算には図書館に関する運用費の補助だけで十分と申されませんが、一千万円が計上されるような実情になったのであります。さらに文化財保護法におきましても、法律が通りまして後に、いろいろの経費がとれたのでございします。公民館のことにつきましても、社会教育法のうちに補助金を交付すると定められました。来年度の予算は約二千百万円くらいの運用費だけの補助が計上されておるのであります。その他予算の裏づけが法律ができますときに、すでにできておるといことが望ましいことであるけれども、不幸にかわつてそうでありませんでしたのかかわつたところの新しい法令がございしたのも、一つの動機となりまして、逐次発達の方向をたどつておりますことを御報告申し上げたわけでありまして、

○松本(七)委員 それで社会教育主事と主事補の職分についてでございますが、第九條の三に、主事は、社会教育者に対して「専門的技術的な助言と指導を與える」というふうに規定してございします。これは当然なこととございしますが、政府の説明のときにも述べてありますように、その対象は社会教育関係団体、社会教育施設、学校開放の関係者等から、広くは住民のすべてにわたる、そういう広範囲にわたつて専門的技術的な助言と指導をすることに、これが監督になりやすいと思うのであります。そこでそれを避けるために、助言、指導の名のもとに、命令や

監督をしてはならぬから、これを禁ずる規定として、但し命令や監督をしてはならぬという規定がしてあるのだと思ふのであります。もしもこういう規定があるにもかかわらず、命令あるいは監督をした場合にはどうなるか、この点をひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○西崎政府委員 社会教育の方面の活動は、各団体施設その他住民の自発的な活動でなければ、意味をなさないのであります。政府の方から命令をして行わしめるのではその効果はない、かえつて有害を考へられるのであります。従いまして、社会教育主事が専門的技術的な助言と指導を與える場合におきまして、前の社会教育法のときにもおきめ願ひましたように、関係団体とか、あるいは公民館、図書館等におきまして、その指導、助言を求めて来た場合に行つたことになるわけでございます。従いまして、指導助言を求めないのに、積極的に助言指導を與えるという機会はないと考へていいと思ふのであります。従いまして實際の活動におきましては、命令及び監督というふうな方面に、特に走るおそれはないと考へますけれども、一応その点強調する必要があるもので、当然のことであるが「命令及び監督をしてはならない」と書いたものであります。従いまして、もしも命令、監督を社会教育主事が行つた場合におきましては、その命令及び監督は無効ということになるわけでありまして、命令、監督を受けたものがこれに従ふ必要はないと思ひます。と同時に、その「命令及び監督をしてはならない」といふ法令に違反したところの社会教育主事の、何と申しますか、懲罰的な考へ方につきましては、それ／＼の教育委員会の方で善処されることを期待いたしております。

○松本(七)委員 これはなか／＼實際問題としては、区別がつかぬ場合が出て来ると思ひます。今のお話ですと、社会教育関係団体から頼んで来た場合に、いろいろの助言をした場合には、これは全部専門的、技術的な助言と指導と解して、命令、監督ではない。こういうふうな御解釈のようでしたが、たゞいさういふ助言、指導を求めて来た場合でも、それが實際的には監督みたいなものになる可能性があります。私は、私は多分にあると思ひます。それで、それから、わざ／＼政府の説明にも、助言、指導の名のもとに命令や監督をしてはならぬと、それを禁ずる意味でやつてゐるのですから、これを犯した場合の規定はつきりなさるべきではなからうかと思ひます。この点をお伺ひいたします。

○西崎政府委員 ただいま御質問のようなおそれが、全然ないとは言えないと思ふのであります。数ある社会教育主事の中には、行き過ぎのものがあつて、いふあるかもしれせん。従いまして、この法令の解釈につきましては、プロク的な會議ないしは全国的な會議を催し、または通牒等によりまして、その趣旨の徹底をはかるのであります。また、たゞいまの御意見によりまして、御意思のあるところを十分了承いたしたもので、命令及び監督の弊に陥らないように、きつめてこまやかに厳格な注意を喚起したいと存じます。と同時に、これが命令及び監督というものにわたりましたり、法を逸脱

した場合におきましての制裁等につきましても、厳格な解釈をするように徹底いたしたいと存じます。

○松本(七)委員 その次は、社会教育主事の講習でございます。九條の五によつて「教育に関する学科又は学部を有する大学が文部大臣の委嘱を受け行つた」という規定になつておりますが、この講習の具体的な計画を述べていただきたいと思ひます。

○西崎政府委員 具体的計画につきましては、ただいま研究中であります。大体のことを申し上げたいと存じます。これは現在社会教育関係の講座を置き、ないしは社会教育関係に非常に詳しい教授、助教授のおります大学は、非常に少数であります。そういうところを委嘱いたしまして、この講習をやつていただくのであります。大体の構想といたしましては、三箇月の期間で、単位は十五単位ぐらゐを考へておるのであります。科目につきましては、必須と選択にわけましてやりたいと考へております。必須科目で大体十単位、選択科目で大体五単位というふうに考へております。またその科目の内容につきましても、いろいろ案を持つておりますが、これはいづれ委員会等を設けて検討の上、その案を練りたいと思ひのであります。骨子は、現在の社会教育主事の方々が、いろいろお忙しい仕事をもちながら、特に御出席を願うのでありますから、御無理の行かないような、また形式に流れないで、実質的な効果のあるような講習を実施いたすつもりでございます。

○松本(七)委員 その講習の予算は、どうなっておりますか。

○西崎政府委員 来年度同趣旨の講習といたしまして、百六十万円計上されておりますので、この百六十万円を運用いたしましてこの方の講習に充てたいと存じております。

○長野委員長 ほかに御質疑はありますか。

○渡部委員 先ほど松本君の質問に答へられて、社会教育は、民間が自発的にやらなければ意味がない、こうおつしやつたのです。これは確かにそうであつて、学校教育外の青少年及び成人教育というものが、社会教育の対象であるとするならば、当然民衆自身の自発的な活動なくしては、社会教育というものは達成されないわけなんです。ところが、さういふ活動が民間で行われておる場合に、たとえば公民館その他の施設が利用されなくちやならぬが、しかしさういふ施設に対しての利用が、非常に不十分になされてない。その理由の一つの中には、公民館というものが、たとえば社会教育の重要な活動をしておる民主的な科学、技術、文化団体とか、労働組合とかいふものに、なか／＼自由な形で貸し與えられないといふことが、しばしば起るわけなんです。さういふ点はどうか。

○西崎政府委員 公民館は、地方における社会教育の第一線の場合として、私たちは非常に重視して、その奨励に努めておるのであります。従いまして、社会教育的な活動は、公民館において広く行われることが、非常に望ましいのであります。もしも社会教育的な活動を公民館で行わんとするようなら

のがあります場合に、それを公民館が拒否するといふようなことがあれば、これは当該公民館の長が、何か非常に誤解しておるか、認識を欠いておる点があるかと思つております。さういふことのないように、われ／＼はしばしば各府県を通じて、公民館の指導に當つておるのであります。往々にしてさういふ声を聞くのであります。これは法令の規定に、一党一派に偏するやうなことをやつてはいけな

いことが明記してありますので、その点をきつめて神経衰弱的に考えまして、間違つておつたのではないかと考へるのであります。ことに公民教育の重要な内容といつたしまして、政治教育といふものがあるのではありませんか。われ／＼は、それがほんとうの一派に偏しない、正しい意味の政治教育であるならば、大いに公民館は協力してほいといふことを、しばしば言つておるのであります。もし、それにもかかわりませず、関係者が社会教育的な活動を公民館で行おうとした場合に、理由なくして、あるいは間違つた認識のもとに、これを拒否するやうな場合がありまして、今後はな

いように注意いたしますから、その都度われ／＼の方にでも注意を喚起していただければ、幸甚であると思つております。

○渡部委員 文部大臣に質問します。さういふ社会教育関係でありますので、社会教育関係についての質問を中心とするわけですが、第一にお聞きしたいことは、社会教育について、当面の基本方針をどこに置かれるのか。つまり青少年及び成人教育を学校外において行ふといふことを、社会教育の一般的な通念としておるわけですが、し

かしながら、さういふ教育が行われるためには、その時局あるいは情勢について、何か重点的な基本的なものがなければならぬ。従つて当面の時局、当面の情勢において、社会教育の方向なり方針なりといつたやうなものの基本的な線は、どこにあるのか、どういふ方針でどのような教育をやらうといふところに、当面の重点を置かれるのかといふ、根本的な点をた

たしたいわけ。○天野國務大臣 社会教育をどういふようにやるかといふことは、社会教育法に書いてありますが、一般的に言いますと、やはりその教育の行われるやうな環境をつくり出すといふわけでございます。社会教育が非常に重要なことであることは、これは申すまでもないことではございますが、そのためには、公民館とか図書館とか、あるいはスポーツであつても、あるいは映画であつても、図書と推薦であつても、さまざまな面においてこの社会教育が行われるやうな環境をつくり出すといふことが、社会教育の目ざしておるところだと思つております。

○渡部委員 要するに、それは一般的な考え方であります。それなれば、社会教育といふものは何であるかといふ定義をされるにすぎないわけ。定義をお聞きしているのではなしに、政府の方針として、どのような社会教育を、当面の時局なり事勢なり情勢なりに応じて、重点的にとられるのか。さういふ課題をどこに置かれて、どのように解決されようとしておられるのか、その点を聞きたいわけなんです。

○天野國務大臣 要するに、教育といふことは、人間をつくるということなんです。ですから、社会教育も、さういふ問題に對して、正しい判断をし、その判断したことに對しては、自分が責任をとつて行くといふやうな、人間としての力を育成しようといふことが、社会教育の目ざしているところだと思つております。

○渡部委員 それもやはり定義をお聞きしたことになる。さういふわけですが、私は、社会教育とはどういふものかといふことを、お聞きしておるのじやないわけ。今どういふ点に重点を置いた施設をし、あるいは政策をとつておられるのかといふ、具体的な点をお聞きしているわけ。○天野國務大臣 つまり日本の現実を正しく認識するといふ力が、一番の根本だと思つております。一々のことを教えておいても、事情がかわれば、すぐ一々判断しなければならぬのです。から、私たちは、さういふ人間としての一番根本の力を養つて行くといふのであります。だからして、あるところにおきましては技術的なこともありますが、また一般の知識といふこともあります。さういふ人間としての力を養おう、さういふ考えでございます。

○渡部委員 さういふことは、非常に抽象的であつて、具体的な政策といふものをお聞きすることはできないわけ。具体的な政策がどのようなものか。これについては、文部省の「日本における教育改革の進展」という報告書の中に、概要が出ておりますが、これによりますと、社会教育には、教育を高め、かつ高めて行くために、いろいろな隘路がある、あるいは困難な

諸条件があると思われたいわけ。たとえば、図書館が非常に不十分であるといふやうなことも、その原因がどこにあるかといふ問題も出ておりますけれども、さういふやうな社会教育を高め、また高めて行くために、非常に困難と感じておられること、当局が見ておられる困難な諸条件は、どういふ点にあるかをお聞きします。

○天野國務大臣 その困難な条件の最も大きいものは、適当な人を得ることがむずかしいこと、それから人があつても予算が足りないといふことが問題で、さういふ点に社会教育の困難な点があると思つております。

○渡部委員 この報告書によりますと、たとえば科学技術的な、あるいは文化的な知識を、民間に汎汎に自発的に広めて行くためには、一つの施設として図書館が非常に重要である。しかし、その図書館の状態は、この報告書にもありますやうに、全市町村の約一二割にすぎないのであつて、しかもこの千五百五十館のうち、三千冊以上の蔵書を有するものはわずかに二百二十九にすぎない。さういふやうな状態は、大臣が言われたうちの財政の困難といふことにあると見られるわけ。が、さういふやうな財政的な面における隘路は、現在のやうな状態では、どんなに図書館を充実しようと思つても、たとえば地方自治体の財政は、ほとんど破綻の状態にあります。またこれを地方住民のイニシアチブや努力によつて拡充しようとしても、實際上の問題として、市民も農民も、生活さえできないやうな状態にあるわけなんです。従つてこの財政的な隘路を開闢する方法は、政府当局が積極的

財政的な支出をこのために行うという
ことなしには、今日の状態では、社会教
育を進展させる基礎的な基礎的なもの
としての財源が得られないと思う。こ
のために、隘路があると思えば、現在と
られておる財政の中に、社会教育のため
にどれだけ食い込んで行くかというこ
とが、政府の意図されておるところの意
味での社会教育の進展の上で、重大な
問題になって来ると思ふわけですが、
現在この社会教育のためにどういうふ
うな努力をされておるのか、この点に
ついて聞きたいわけです。

○天野国務大臣 今おつしやつた通り
に、日本の財政というものは、非常に
困難な事情にあると思ふのです。この
大戦を経て今日に至つておるのですか
ら、それが困難だということは当然だ
と思ふのです。で、あらゆる方面が非
常に困難をしておる。たとえば、六・三
の建築費も十分にできない。また文
教のことばかりじゃない、堤防がこわ
れても、堤防が十分修理できないとい
うような事情にあるのですから、社会
教育だけ十分なことをやろうといつて
も、とうていできないことはいたし方
ないけれども、財政当局の非常な御努
力によつて、日本の財政もだん／＼に
私は健全になつて行くと思ふ。従つて
また社会教育のためにも、もつと多く
の予算をもう日も来るのではないかと
思ふのです。ただし、予算が少
ければ何もできないということじゃない
、書物の購入というように、私も
私は冊数のことばかりじゃないと思ふ
のです。よい書物をよく読むというこ
とが根本であつて、ただ多数のいろ
いろな書物を持つということばかりが
能ではないから、必ずしも今のところ

で、絶望的ということは無いと思ふ。
年々少しでもこれを拡充して行くとい
う道をとつて行きたいという考えでこ
ざいます。

○渡部委員 図書館の点についてい
え、もちろんそれは蔵書の冊数による
わけじゃないが、大臣は地方の図書館
の様子を知らないから、おそろくそ
んなことを言つておられるのだと思
ふ。ほとんど大部分が難本のものでは
あつて、現在の社会教育を行うに非常
に重要な蔵書というものは、比較的少
い状態です。しかし、これはともかく
としまして、財政の困難は、あらゆる
方面にわたつておるとおつしやいます
けれども、もし、学校教育なり社会教
育なりを、ほんとうに真剣に発展させ
て行つて、その人間の能力というもの
を、日本の将来についての力として築
き上げようとするだけの必要性を認め
るならば、他の方を削つて、こういう
教育、科学、芸術、文化面に充てる
べき予算は、幾らでもあるのじゃない
か。たとえば終戦処理費一つとつてみ
ても、そういう問題は十分に解決でき
るのではないかと。そういうことが
がなされないところに、やはり社会教
育なり学校教育なりを非常に重視する
ということをやつて、教育面が従属的
な、あるいは非常に軽視されたような状態
に置かれてしまつておるのじゃない
か。ほんとうに真剣に政府が日本の国
民教育の将来というのを重点的に考
へられるならば、いくらでも他の予算
に食ひ込んで行くことができるはず
であつて、それができないとすれば、
それは文部当局の力が弱かつたのか、
あるいはやはり政府全体としてそうい

う点に重点を置かなかつたかに歸する
のじゃないかと思ふわけです。それで
問題は、こういう根本的な教育上重大
な問題については、今後は文部委員会
も、政府も、いわば職を賭して、財政
上その他の問題について、他の要求に
対して譲り合ふという決意がなければ
、私は十分な教育の建設というも
のにはできないと思ふのです。そういう
点について、大臣はどういうふうな考
えられ、どういふ態度をとつて来られ
たか、お聞きします。

○天野国務大臣 私は教育の重要性を
認めることにおいて、人後に落ちない
つもりであります。そのためには、
できるだけの努力をして来ておりま
すが、しかしその努力が足りないとい
うか、ほんとうに真剣でないというや
うなことは、御批評でございますから、
御批評にまかせたいと思つておりま
す。

○渡部委員 社会教育の隘路というの
は、決して財政面にだけあるものでは
なく、またおつしやるように、適当な
人がないという点にあるだけではない
て、教育を受ける立場にある青少年た
ちや勤労者が、實際上教育を受けるこ
とのできないような条件のもとに置か
れておるという点について、私たちは
非常に遺憾に思つておるわけです。
たとえば、定時制高等学校の人員が
非常に少い。せつかく設けられたの
に、定時制高等学校の高等教育を受
ける人が少ないということが、この
報告書にもあります。この少い原因が
一体どこにあるのかということが、わ
れわれとして関心を持たなければなら
ないところなので、たとえば、最近労
働時間が非常に長くなつたために、夜

学校に行こうとする学生たちは、その
時間に間に合わないということが、非
常に夜学学生大衆の当面の問題になつ
ておるわけです。そういう労働の長時
間から来る教育の隘路ということもあ
ります。それから、それがかりにでき
たとしても、交通費なり、あるいはか
らだが非常に過労しておつて、教育を
受けることが非常に困難であるとい
うような点にも隘路があるわけです。こ
ういふことは、やはり今日の日本の勤
労者が、非常に苦しい状態に置かれて
おるという、環境の中から起つてとい
うふうな考えざるを得ないわけです。

従つてわれ／＼といたしましては、單に
教育を教育施設の数だけから考えるの
じゃなくて、勤労者が置かれておる状
態を、どういふふうな改善して行くか
、どういふふうな教育の方法が立てら
れるか、それが実現しないんじやない
かと、この点に、疑念だけではないで
、実際上の現われを見るわけです。大臣
はこういう点について、その現われを
見ておられないのかどうか。その現わ
れを見ておられるとすれば、文部大臣
は、單に文教という限られた面だけで
はなしに、そういう社会的な関連にお
いて、あるいは政治的な関連において、
全体としての学問、あるいは教育の向
上をはかるための努力を今後されるの
かどうか、その点について見解を聞
きたいと思ひます。

○天野国務大臣 私も、今の社会が
完全な社会だとは思つておりません。
非常に多くの欠点を持つておると思
います。だから、今おつしやつたやうな
ことを救うためには、できるだけ育英
会費を増そうとか、そういう方法も努
めておるわけでありまして、全般的にそ

ういふ環境がよくなるように、私も努
力する考えでございます。

○渡部委員 つまり現在の勤労者等の
置かれておる困難な状態に際した形
で、この社会教育の道を打開して行く
というためには、特殊ないろいろの設
備なり、その他の考慮なりを拂つて行
かねばならぬ、やはり社会教育とい
うものは、どのような方針を持たれて
も、十分には実現しないという考えに
ついて、大臣の同感を得たいわけなん
です。

○天野国務大臣 私が社会教育法を出
したることは、今おつしやつたやう
に、いろいろな設備をして、また人も
備えて、社会教育をしようという趣意
なんぞでございまして、

は、先ほど西崎社会教育局長の言にも
あつたわけですが、社会教育は、何よ
りまず民間の人たちの自発的な力に
またなければならぬ、言いかえれば、
自覚性によらなければならぬというこ
とをおつしやいましたが、この点につ
いて私はまったく同感であります。そ
こでお聞きしたいことは、確かに国民
の中に、たとえば職場におきまして
も、農村におきまして、市民の間で
も、科学や技術や芸術や、その他の文
化に関する欲求というものは、非常に
強く起きております。これは、このよ
うな日本の、あるいは世界の事態に直
面して、いかにすべきかということに對
するはつきりしたものの見方がほしい
とか、あるいはこの混乱の中で、新しい
秩序のためにはどうしたらよいのかと
いうような事柄についての知見を得た
いとか、あるいは現在の他の文化の面
におきまして、自分自身の欲求してい

るような文化をつくり上げて行きたいとか、こういう欲求が非常に高まつてゐるわけでありませう。高まつてゐるがために、至るところで、工場の中でも、農村でも、あるいは市民の小地域でも、いろいろな文化団体やサークルが生まれてゐるわけだ。従つて社会教育といふものは、こういう文化面における人民自身の中に根ざして、そこから立ち上つて来ているサークルや団体や、そういうもののインシアチヴを活動の基礎に置かないでは、ほんとうに人民自身の教育であるといふ文化といふものが高まり得ないし、根を持ち得ないと思ふ。そういう点については、文相はどういうふうにお考えになつてゐるか。

○天野國務大臣 つまりそういう自発性を指導育成しようというのが、社会教育の目ざすところだと考えております。

○渡部委員 そうだといたしますと、こういうふうな活動をしておりますのは、たとえば勤労者の中におきましては、労働組合というふうなものが、最も大きな社会教育の組織であり、また勤労大衆、労働階級のあらゆる活動的なエネルギーとあらゆる知能、またあらゆる欲求を代表しているところの基本的な組織であると思ふのです。また民間には、天野さんもかつて全国の科学者の団体である民主主義科学者協会の創立者、つまり発起人の一人であられたことを、私は記憶しておりますし、現に私もその幹事をやつてゐるわけですが、こういう団体も、あらゆる形で国民の中に正しい社会教育を、正しい科学的な活動を行つて行こうとする運動をやつておるわけでありませう。

しかしこういう労働組合や民間のいろいろな科学的その他の文化的な団体に対する助成といふものは、政府として、社会教育の立場からなされていなければならなくて、非常にその活動が制約を受け、ときには弾圧さえも受けているといふような状態に置かれてゐる。これでは私は民衆の中から盛り上るところの社会教育といふもの、人民の中から盛り上るところの理性や、あるいはその他の文化的な新しい性格とか力とかいふものが、社会教育の中に取上げられていなければならなくて、逆にそれを離れ、これと対立したような社会教育が行われてゐるのじやないかというふうな懸念を持つわけなんです。こういう点は、文相は御存じでございませう。あるいは、文相に現れております。実際にこういう解決をどういうふうになさるおつもりか、この点を聞きます。

○天野國務大臣 私は健全だと考えるようなそういう団体は、できるだけ保護育成したい、また日本学術会議を通じて、諸方に補助をいたしておると自分では思つております。そういうお考えで、決して偏激な思想を助長すること、そういうことは私は全然考えないところでございませう。

○渡部委員 そうすると、たとえば労働組合なりあるいはその中のグループが、文化的な活動のために、あるいは教育的な活動のためにいろいろな行動をしようとする、至るところで、それが工場内においても、工場主から制約されますし、また最近におきましては、国民一人々々が知つてゐるやうに、小さな集會さえも持つことが非常に困難なやうな状態になつてゐるわけ

です。このような環境では、せつかく労働組合の中で、あるいは民間の文化的諸団体の中で伸びようとする民衆の教育的な意欲といふものを、チェックすることになるし、また民衆自身の伸びようとするその方向をチェックすることになつて、これは非常に社会教育の立場から不当だと思ふ。こういう不当なことが行われてゐるということに對する大臣の御認識と、あるいはこれに對して大臣は、どうしたらそういう不当な制約とか弾圧とかいふものをとりつけて、ほんとうの社会教育といふものを民衆自身の中から盛り立てて行く方向を見出せるか。その点について、これは非常に重大なことでありませうので、大臣の見解を承ります。

○天野國務大臣 私は民衆から出て来たといつても、すべて何でもそれが正しいのだ、それは何でも助長せなければならぬといふふうには考えません。昨今私などの見解からすれば、非常に不健全に人を誘惑したり、非常に間違つた宣伝をしたりするといふことは、学校関係についてもあることとございませう。だから、そういうものまで助長するといふわけはないのであります。私も健全だと思ひ、これが国家社会のためだと思ふものには、できるだけ助力して行きたい。どういふ活動でも、社会から起る活動なら、みなそれを助長するといふことは、不可能であるし、してはいけなないことだと信じております。

○同感と呼ぶ者あり

○渡部委員 同感という声も起きてゐるので、私は非常にこつけいに感ずるわけですが、それが正しいかといふことは、大臣の頭の中から出て来るのでな

くて、これは一般民衆の動きの中にこそ、大衆の中にこそ、大衆が指向するところの方向といふものはあるのだと思ふ。そういう大衆の方向といふものが総合され、鍛えられて、ほんとうに国民の教育といふものは確立するものだと思ふ。従つて大臣、あるいは特定の大臣でなくとも、政府当局が考へて正しいとすることによつて、社会教育が行われるとするならば、私はおそろしく今日とられてゐる一般的な方向からいへば、これは明らかに広汎な民衆の自発的なインシアチヴと活動といふものと對立せざるを得ないと思ふ。そのなつて来ると、この社会教育といふものが、かえつて官僚的な統制にかかわらざるを得ないと思ふ。大臣は、穩健とか、公正とか、あるいは正しいと思ふといふやうなことを言われますが、一体何を基準としてそれを言われるかに、私は問題があると思ふ。やはり全体の国民の動き、全体の人民こそが物を創造して来たことは、歴史的に見てもはつきりしております。若干の指導者や、若干の政治的な支配的な位置にある人たちが指導して来たのではあります。思想もそうです、あらゆる文化的なもの、すべてそうです。私は歴史の研究をしておりますけれども、日本の歴史を見ましても、すべて日本を發展せしめたものは、民衆の中から、民衆全体の力によつて芽ばえ、そこから發展せしめられて来ておるわけなんです。現在この混乱の中に、そういう動きが非常に強いといふことについて、われわれ日本人は意を強うしていいと思ふ。何となれば、民衆の中にそういう動きがあるからです。こういう動きを助長して行くこと、こういうインシア

チヴと活動とを十分に持ち得ること、この中でのみ、ほんとうのものができ上るのだという立場に立たれないならば、私は、一部の民衆によつて、民衆の動きといふものはかえつて押えられ、その結果、社会教育といふものがだめになつてしまふのではないかと懸念を持つわけなんです。大臣は、文化なり、科学なり、あるいは民衆の創造力について、どういふふうにお考えになるか。

○天野國務大臣 民衆の動きといふものを、私は決して無視しようとは思ひません。私も、民衆の動きをとらえ、民衆の声を聞くと思つてゐます。ただ、その聞いた声が、渡部さんと私と違ふだけの話で、見解の相違といふことになりませう。

○渡部委員 私は、見解の相違といふことで片づけられると、問題は解決しないと思ふ。見解の相違といふやうな問題ではなくて、私は大臣を人間として信用してゐるからこそ言ふのだが、(発言する者あり)おそろしく諸君に對してなら私は言わないと思ふ。言わないかもしれないが、民衆から起きてゐる力を圧迫し、インシアチヴとか活動とかを、いろいろな面で弾圧されようとしてゐるのに對して、現に民衆は反抗してゐるじやないですか。民衆は非常に反抗してゐる。反抗してゐるのには、民衆が動こうとし、民衆が望んでゐることに対して、政府当局がやられるところの方針といふものが對立してゐるから、そこで反撥が起るのに違ひないと思ふ。しかしそういう對立してゐるやうな形で社会教育がどん／＼行われて行つたのでは、新しく芽ばえてゐる、日本をほんとうに創造的に發

展せしめて行くという力が、くつがえされてしまふ憂いがある。だから、この力こそ伸ばさなくてはならぬのではないかという点については、私は大臣のはつきりした同感を得られるはずだと思ふ。その点についての……。

○天野国務大臣 質問でございますか。

○渡部委員 いや、その点についての見解を……。

○天野国務大臣 伺つておきます。

○長野委員長 もう御質問ありませんか。

○岡(延)委員 ちよつと渡部君の発言に関連してありますが、渡部君は、終戦処理費等が膨大なために、非常に教育予算が圧迫されている、こういうことを言われましたが、おそらく渡部君は、もう一つ言いたかつたに違ひない。予備隊の費用のために圧迫されている、こういうことを言いたかつたに違ひないのです。終戦処理費といふものは、これはわれ／＼の運命なんです。占領されておるのだから、終戦処理費のいるのは当然なんです。予備隊の点につきましては、これは共産党がああいう暴動を起そうとしなければ、あの費用はいらないのです。これはまことに迷惑千万。そこで私は結論を急ぎます。渡部君は、非常に教育予算が少くなつたということを言つておりますけれども、だん／＼時局も安定して来まして——これは主として吉田内閣及びわれ／＼與党の功績であります。が、そこで二十四年度の予算においては、これは志賀先生は御存じないけれども、国家総予算の五%になつておる。それから二十五年度は七%に上つて来たのです。今度二十六年度は、平衡交付

金の中等につつまんだ予算等もありますので、累年比較はちよつと困難でありましようけれども、大体われ／＼の最低の理想とするところのテン・パーセントに近いはずであります。でありますから、文部事務当局はこの累年比較、いかに教育の予算が増大しつつあるかの表を、われ／＼の前に提出していただきたいと思ひます。これは答弁しなくてもよろしいですから……。

では、本法案に対する質疑はこれにて打切られんことを望みます。

午後二時四十七分散会

第十回国会衆議院文部委員会議録
第一号中正誤

頁段行	誤	正
一一六	小西英雄君 理事小西英雄君	
同 八	圓谷光衛君 理事圓谷光衛君	